

売国政権の極み「水道法改悪」

民間・外資に「命の水」を売り渡す愚劣

六月十八日朝の大阪府北部地震。

道路から噴水のように噴き上がる大量の水がテレビに映し出された。厚生労働省の医薬・生活衛生局水道課にとっては、上水道の老朽化対策を訴える絶好のチャンスだ。翌々日の二十日、通常国会の会期延長が決まると、公明党の石田祝稔政調会長は「地震を踏まえ、水道法改正案の成立を目指す」と述べ、三月九日に国会に提出されてから放置状態だった法案はにわか

に可決の可能性が高まった。しかしこの改正案には、とんでもない「売国条項」が盛り込まれている。それは、「水」という生命に不可欠な財を民間企業に売り渡す「コンセッション」と呼ばれる運営方式の導入だ。

日本は九七・九%の水道普及率を誇り、だれもがどこでも安価で衛生的な水を得ることができ

しかし、高度経済成長期に拡大した水道管路は老朽化が進んでおり、

に、大阪市など六件の水道事業を含む二十二件、計七兆円のコンセッション事業を目標にしている。

その障害となるのが現行の水道法だ。水道事業は原則として市町村が経営するものとされ、運営権を民間事業者に移すためには、地方公共団体が事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受ける必要があるため、実施例はない。

現行法は、水道事業を公共サービスとして厳格に位置付けている。「水」は生存に不可欠で代替性がないから、図書館や空港と同列に扱うことはできないという当然の発想だ。感染症やバイオテロの予防、火災時の消防活動など国防上も極めて重要な事業であり、その帰結として浄水場などの施設は独占的に使用される。このような分野を民間事業者委ねることが適切かどうかは慎重な議論が必要だ。震災をきっかけに法改正を急いではいけない。

災害や老朽化、自治体の資金難を指摘して不安を喚起し、その解決策として民営化へ誘導する。この手口は、本誌で批判してきた主

厚労省によると年間二万件を超える漏水・破損事故が発生している。特に大阪府は水道の普及が早くただけに設備は古い。敷設後四十年以上経過した老朽化比率は二八・三%（二〇二五年度末）で、全国平均（二二・六%）の倍以上もある。

水道事業を担う全国各地の市町村はほとんどが財政難で、水道管の更新が遅れている。しかも少子高齢化の進展やペットボトル入りの水の市場拡大で、水道水の消費量が減って料金収入は減少が続く。このため厚

労省は、隣接自治要農作物種子法廃止や森林経営管理法に共通している。カナダのジャーナリスト、ナオミ・クラインが指摘した「ショック・ドクトリン」（惨事便乗型資本主義の応用）（惨事便乗型資本主義の応用）だ。災害のどさくさに紛れて火事場泥棒的に市場原理主義を導入し、公共部門を民営化する。新自由主義者の常套手段と言っている。

前述のように、事業者は「運営権」を金融機関に担保として差し出して資金を調達する。その当事者の民間事業者や金融機関には外資系企業も含まれる。日本では、三菱商事がジャパンウォーターを設立して水道事業への本格参入を狙っているが、欧米にはヴェオリア（フランス）、スエズ（フランス）、ゼネラル・エレクトロリック（米国）、シーメンス（ドイツ）など「水メジャー」と呼ばれる強大な水道事業者が、途上国や財政難の先進国の水道事業を虎視眈々と狙っている。

民営化Ⅱ国富投げ売り立法

将来、こうしたグローバル企業が日本の水道事業に参入した場合、国民は「投資家と国家間の紛争処理手続き（ISDS）」の恐ろしさ

民営化Ⅱ国富投げ売り立法

体が共同で水道事業を運営できる広域化など基盤強化を狙いにした水道法改正の準備を進めてきた。



水道管老朽化を口実にライフラインを売り渡す（地震で水道管が破裂し陥没した道路、大阪府高槻市、6月18日）

そこへ割り込んできたのが、内閣府の民間資金等活用事業推進室だ。通称「PFI推進室」。水道事業の基盤強化の切り札として、改正法案の二十四条にコンセッション条項を盛り込んだ。

国防上も極めて重要な「コンセッション」

コンセッション（Concession）とは、公共サービスの運営を民間企業に丸投げして独占的な営業権を与える究極のPFI（Private Finance Initiative）だ。一年に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）」が改正され、コンセッションの法制度が整った。「公的機関による所有」と「民間事業者による運営」に分離し、民間事業者は「運営権」を担保として銀行や証券市場から資金調達ができるため、金融機関や商社にとっては、またとないビジネスチャンスだ。

オリックスなどが出資する関西エアポートが、関西国際空港と大阪国際空港（伊丹）の運営を一六年四月から始めるなどの実施例があり、PFI推進室は「一五年四月から始めることこそ、今国会の課題だ。

一月二十二日の施政方針演説で安倍晋三首相は「PFI法を改正し、運営の自由度をさらに高めることで、民間のノウハウや資金を活用した、公共インフラの充実、サービスの向上につなげます」と強調。改正PFI法は六月十三日に成立、利用料金を認可制から届け出制にするなど規制が緩和された。

もちろん民間企業の参入は効率化の面では重要だし、分野によっては有効だ。大事なのは、どこまで規制を緩和し、公的な関与をどこまで縮小するのかというバランスだ。長い目でみると「国の形」を変えていく重要な課題だ。拙速な法案審議を避け、最低限コンセッションの乱用を避けるように付帯決議で歯止めを掛けるべきだ。

可決・成立した場合、コンセッションを採用するかどうかは、水道事業を運営している市町村など自治体の判断に委ねられる。「財政負担なしで水道事業を運営」などという甘言に惑わされて「水」を売り渡すかどうか、自治体の力量が問われる展開になるだろう。